

【参考資料3】 化学物質政策における化管法

1. 化管法の概要

(1) 法の概要

法律の目的

特定化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置(PRTR)やその性状や取扱いに関する情報(MSDS)の提供に関する措置等を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする。

法律制定・施行の経緯

平成 8 年 2 月 OECD 勧告

平成 10 年 11 月 中央環境審議会第一次答申(PRTR 制度の導入)

平成 11 年 7 月 化学物質排出把握管理促進法公布

平成 12 年 2 月 中央環境審議会第二次答申(PRTR 対象事業者等、対象化学物質の指定等)

平成 12 年 3 月 化学物質排出把握管理促進法施行令公布
化学物質排出把握管理促進法施行

(2) PRTR 制度

制度の趣旨

PRTR 制度(Pollutant Release and Transfer Register)とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所からの環境(大気、水、土壌)への排出量及び廃棄物に含まれての事業所外への移動量を、事業者が自ら把握し国に届け出るとともに、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計し、公表するもの。

具体的な手続(付図 3-1)

ア) 事業者は、個別事業所ごとに化学物質の環境への排出量・移動量を把握し、都道府県知事経由で国(事業所管大臣)に届け出なければならない。

秘密情報に係る部分は、直接事業所管大臣へ届け出ることとしている。

イ) 事業所管大臣は、届け出られた情報について経済産業大臣及び環境大臣へ通知する。

ウ) 経済産業省及び環境省は共同で、届け出られた情報を電子ファイル化し、物質ごとに、業種別、地域別等に集計・公表するとともに、事業所管大臣及び都道府県知事に通知する。

事業所管大臣及び都道府県知事は、通知された事業所ごとの情報をもとに、事業者や地域のニーズに応じ集計・公表することができる。

エ) 経済産業省及び環境省は共同で、本法の届出義務対象外の排出源(家庭、農地、自動車等)等からの排出量を推計して集計し、 と併せて公表する。(付図 3-2)

オ) 国(経済産業大臣、環境大臣及び事業所管大臣)は、国民からの請求があった場合は、個別事業所の届出データを開示する。

開示請求にあたっては、平成 13 年度、14 年度、平成 15 年度全データと平成 16 年度を併せて 1 枚の CD-R に収録したものを手数料 1,100 円で開示している。

カ) 国は PRTR の集計結果等を踏まえて環境モニタリング調査及び人の健康等への影響に関する調査を実施する。

対象物質

人や生態系への有害性(オゾン層破壊性を含む)があり、環境中に広く存在する(暴露性がある)と認められる物質として選定されたもの(第一種指定化学物質:政令で 354 物質を指定)。

第一種指定化学物質の選定にあたっては、平成 12 年 2 月中央環境審議会答申において、「有害性」の判断基準(吸入慢性毒性、経口慢性毒性、発がん性、変異原性、生殖/発生毒性(催奇形性を含む)、感作性、水生生物(藻類、ミジンコ、魚類)に対する生態毒性、オゾン層を破壊する性質)及び「相当広範な地域の環境での継続的な存在」の判断基準(一般環境中での検出状況、製造・輸入量)が示されている。

具体的には、以下のような物質が指定されている。

- ・揮発性炭化水素 : ベンゼン、トルエン、キシレン等
- ・有機塩素系化合物 : ダイオキシン類、トリクロロエチレン等
- ・農薬 : 臭化メチル、フェントロチオン、クロルピリホス等
- ・金属化合物 : 鉛及びその化合物、有機スズ化合物等
- ・オゾン層破壊物質 : CFC、HCFC 等
- ・その他 : 石綿等

また、第一種指定化学物質を含有する製品については、以下のとおり定義されている。

製品の質量に対するいずれかの第一種指定化学物質量の割合が 1% 以上であり、又はいずれかの特定第一種指定化学物質量の割合が 0.1% 以上である製品であって、次の各号のいずれにも該当しないもの。

- ・事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
- ・第一種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品
- ・主として一般消費者の生活の用に供される製品
- ・再生資源

対象事業者

PRTR 対象事業者として、第一種指定化学物質またはこれを含有する製品を製造、使用その他業として取り扱う等により、事業活動に伴い当該物質を環境に排出すると見込まれる事業者であり、次のア)～ウ)の要件全てに該当する事業者。

ア) 次の事業に属する事業を営んでいる事業者

- ・ 全ての製造業(化学工業、電気機械器具製造業、鉄鋼業等)
- ・ 金属鉱業、電気業・ガス業、下水道業、燃料小売業、洗濯業、自動車整備業、廃棄物処分業、高等教育機関、自然科学研究所等

イ) 常用雇用者数 21 人以上の事業者

ウ) いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が1t以上(発がん物質は 0.5t以上)の事業所を有する事業者等又は特別要件施設(廃棄物処理施設や下水道終末処理施設など)を有する事業者

罰則

本法に基づく届出をせず、又は虚偽の届出をした事業者は、20 万円以下の過料。

施行経緯

付表 3-1 化管法の施行経緯

平成 11 年 7 月	化学物質排出把握管理促進法の公布
平成 13 年 4 月	年間取扱量 5 トン以上の事業者による排出量等の把握開始
平成 14 年 4 月	年間取扱量 5 トン以上の事業者による排出量等の届出開始
平成 15 年 3 月	国による平成 13 年度排出量・移動量に係る集計結果の公表、開示の開始
平成 15 年 4 月	年間取扱量 1 トン以上の事業者による排出量等の把握開始
平成 16 年 3 月	国による平成 14 年度排出量・移動量に係る集計結果の公表、開示の開始
平成 16 年 4 月	年間取扱量 1 トン以上の事業者による排出量等の届出開始
平成 17 年 3 月	国による平成 15 年度排出量・移動量に係る集計結果の公表、開示の開始
平成 18 年 2 月	国による平成 16 年度排出量・移動量に係る集計結果の公表、開示の開始
平成 18 年 4 月	第 5 回(平成 17 年度排出量)の届出開始

(3) MSDS 制度

制度の概要

事業者による化学物質の適切な管理を促進するため、対象化学物質を含有する製品を他の事業者に譲渡又は提供する際には、その化学物質の性状及び取扱いに関する情報(MSDS: 化学物質等安全データシート)を事前に提供することを義務づけるもの。

対象物質

以下のア)、イ)の双方が対象(合計 435 物質)

ア) 第一種指定化学物質(354 物質)

(PRTR 制度の対象物質と同じ)

イ) 第二種指定化学物質(81 物質)

第一種指定化学物質と同様の有害性があるが、曝露性はそれより低いと見込まれる物質として選定されたもの

対象事業者

対象製品を他の事業者に譲渡又は提供する全ての事業者が対象

実施状況

平成 13 年 1 月 MSDS の提供の開始

(4) その他

化学物質管理指針

ア) 事業者が指定化学物質等(第一種指定化学物質、第二種指定化学物質及びそれらを含む製品)の管理を行う際のガイドラインとして策定。

イ) 指針の内容

- ・ 化学物質の管理の方法(管理の体系化、管理対策等)
- ・ 化学物質の使用の合理化対策
- ・ 化学物質の管理についての国民理解の増進(リスクコミュニケーション)
- ・ 化学物質の性状及び取扱いに関する情報(MSDS)の活用

ウ) 事業者は、本指針に留意して化学物質の管理を行うとともに、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

国及び地方公共団体による支援措置等

国及び地方公共団体は、本法の目的を達するため、以下の措置を講ずることとされている。

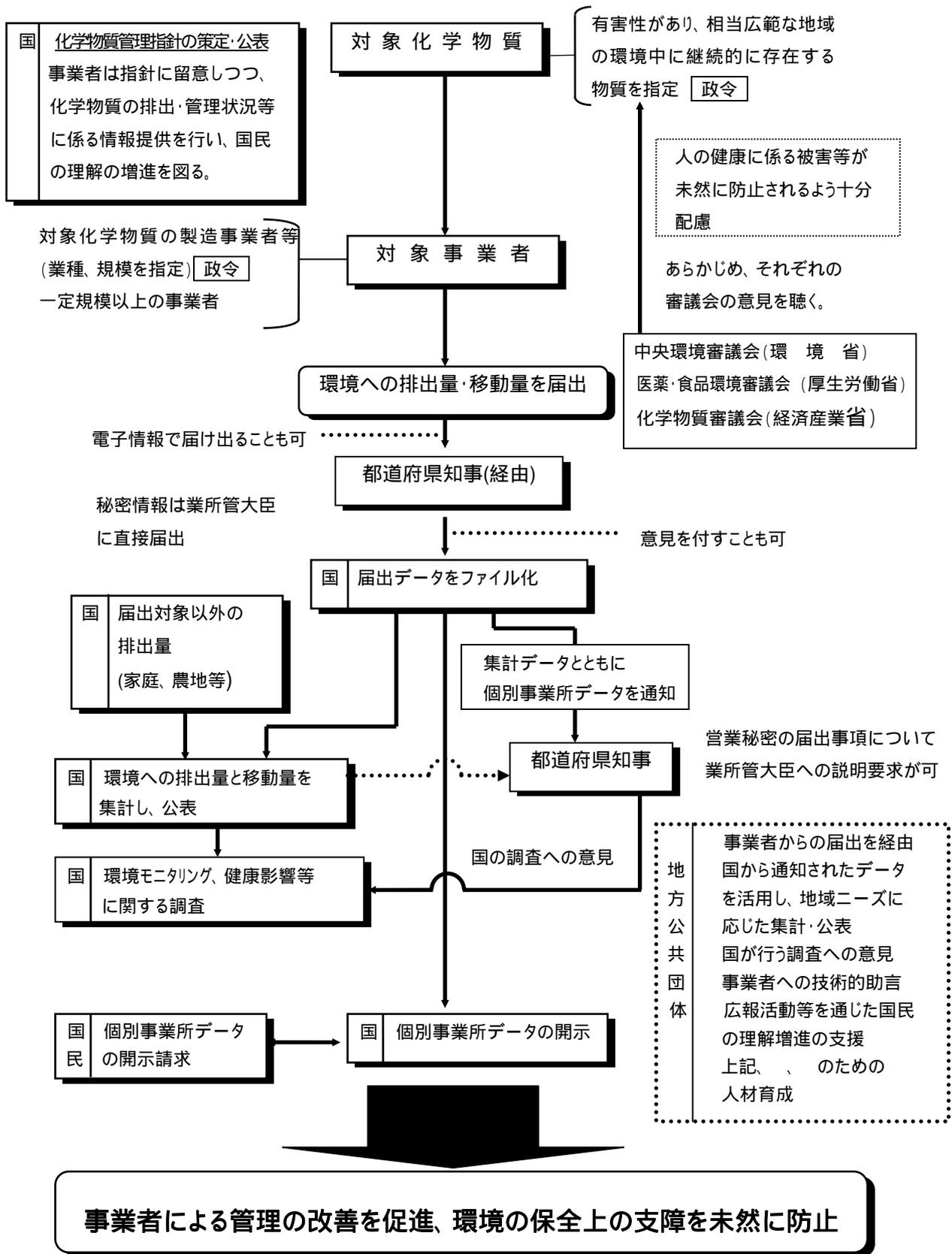
ア) 化学物質の有害性等に関する科学的知見の充実

イ) 化学物質の性状等に関するデータベースの整備

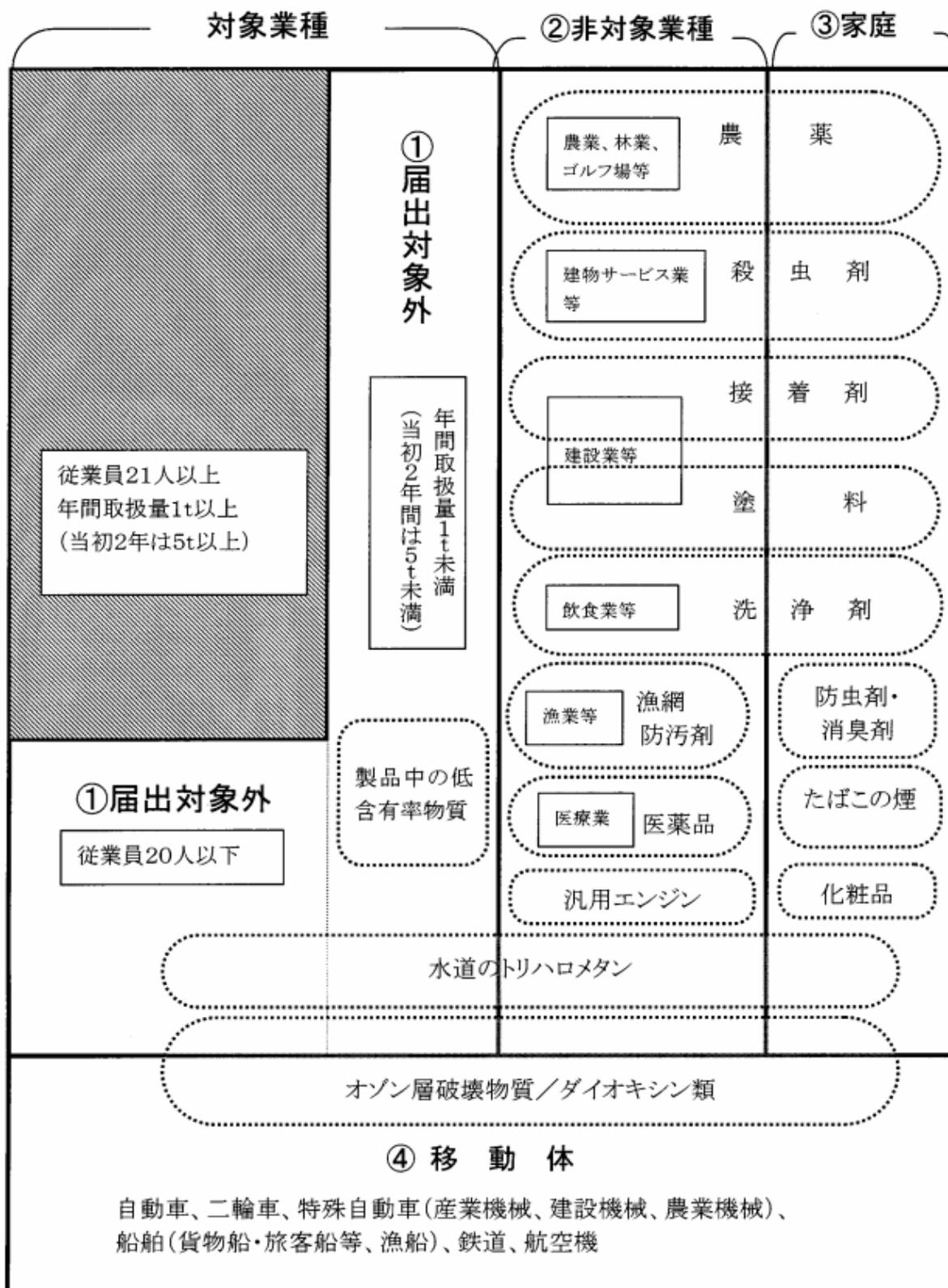
ウ) 事業者に対する技術的助言

エ) 化学物質の管理状況等に関する国民の理解増進の支援

オ) 上記、ウ)及びエ)のための人材育成



付図 3-1 化学物質の排出量の把握等の措置 (PRTR) の実施の手順



注:あくまでイメージ図であり、面積比が排出量の割合を示すものではない。

付図 3-2 集計の対象となる排出量の構成(イメージ図)

2. 化管法に関する衆議院・参議院附帯決議

(1) 衆議院附帯決議

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案に対する附帯決議

平成 11 年 5 月 21 日
衆議院商工委員会

政府は、本法施行に当たり、化学物質による環境等への支障を未然に防止することの重要性を十分認識し、我が国における P R T R 制度及び M S D S 制度の実効性を最大限に確保するため、特に次の諸点について、適切な措置を講ずべきである。

一 事業者の自主的取組みを促進するため、地方公共団体との連携強化により、事業者等に対する技術的な指導助言並びに人材育成等に努めるとともに、啓発・広報活動を積極的に進めること。

なお、本制度における地方公共団体の果たす役割の重要性にかんがみ、地方公共団体との連携のあり方についても引き続き検討を進めること。

二 対象物質の政令指定に当たっては、科学的知見を踏まえた専門的な検討を行い、幅広く関係者からの意見を聴取する機会を設けるとともに、国際的整合性の確保に十分留意すること。

なお、内分泌攪乱物質、いわゆる環境ホルモンの取り扱いについては、人の健康及び生態系への重大な影響を与える可能性にかんがみ、内外の動向等を踏まえて迅速かつ適切に対処すること。

三 化学物質の排出量等に関する集計結果の公表に当たっては、必要な情報が国民に分かりやすく、利用しやすく、又、等しく提供されるものとなるよう配慮するとともに、インターネット等を含めた情報提供手段の幅広い活用とその利用促進に努めること。

また、開示請求に係る手数料については、開示の方法に応じ、利便性が高く負担がかからない金額とすること。

四 営業秘密の審査に当たっては、法律の趣旨に照らし、厳格かつ公正に行うこと。

五 本制度の検証については、運用状況を勘案しつつ、対処すべき事項についての整理を行うとともに、実効性を高める観点から積極的な検討を加え、制度の必要な整備・改善に機動的に取り組むこと。

(2) 参議院附帯決議

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案に対する附帯決議

平成 11 年 7 月 6 日
参議院国土・環境委員会

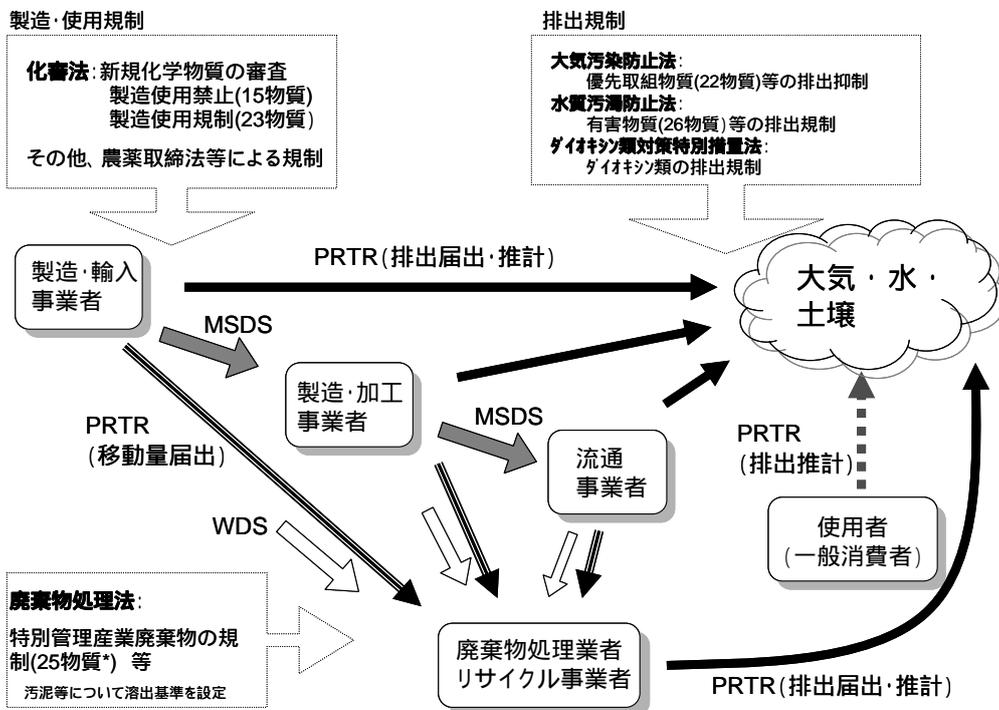
政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一 本法における都道府県の果たす役割の重要性にかんがみ、都道府県との連携を強化し、届出・受付事務が円滑かつ的確に行われるよう体制整備を図り、技術的な指導助言を行うとともに、人材の育成等が図られるよう支援すること。
- 二 対象物質の選定に当たっては、内分泌攪乱作用など化学物質排出の環境への影響を未然に防止するという衆議院修正の趣旨を十分に踏まえるとともに、広く関係者からの意見を聴取する機会を設けるなど OECD 原則に沿った方法とすること。
- 三 化学物質排出の環境への影響を未然に防止する観点から、排出量等を適切に把握できるよう届出対象事業者等の種類、範囲を定めること。
特に、有害性の強い指定化学物質については、含有率や取扱量の下限を小さくするよう配慮すること。
- 四 非点源からの排出量を的確に把握するため、基礎となる資料について関係省庁、事業者団体等の積極的な協力を求めるとともに、移動体の種類ごとの内訳がわかるように推計量を算出するよう努めること。
また、推計の資料、推計式などを都道府県に提供するとともに公開し、地方公共団体等による化学物質環境汚染対策に資すること。
- 五 営業秘密の審査に当たっては、諸外国の実情を勘案し、厳格かつ公正に行うとともに、環境庁長官又は都道府県の説明要求に対しては、事業を所管する主務大臣は十分納得できる説明を行うこと。
- 六 情報の共有が本制度運用の前提となるため、特に大量に請求する場合を中心に手数料をできる限り低廉なものとするとともに、利用者の利便性を勘案したインターネットの利用など幅広い情報提供手段を活用すること。

3. 化学物質に関する法制度の状況

<p>一般環境 を通じた ばく露</p>	<p>化学物質審査規制法 残留性、生物蓄積性、長期毒性をもつ物質の製造・使用の原則禁止 残留性、長期毒性をもつ物質の製造・使用の制限、表示義務 上記に該当するおそれのある物質の製造量の届出 新規化学物質の残留性、蓄積性、長期毒性等の審査</p> <p>化学物質排出把握管理促進法 人又は動植物に有害で、環境に残留する物質等の排出・移動量の届出・推計 上記物質及び将来の環境残留が見込まれる物質へのMSDS添付</p> <p>環境基本法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物処理法等 人の健康の保護及び生活環境の保全のための環境基準を設定 大気、水への有害物質の排出、廃棄物からの溶出等を規制</p>	<p>毒物劇物取締法 著しい毒性をもつ物質の製造、使用等の規制 毒物・劇物の製造、販売、使用等の登録・届出、表示義務、MSDS添付 毒物・劇物の廃棄の規制</p>	<p>農業取締法 農薬登録（毒性・残留性の検査、基準に適合しないものは登録保留） 無登録農薬の製造・使用の禁止 表示義務（使用方法等） 使用規制（使用基準の遵守、水質汚濁性農薬の指定とその使用の制限）</p>
<p>人への直接 ばく露</p>	<p>薬事法 医薬品、医薬部外品、化粧品等の製造等の許可制、販売の制限、表示義務等</p> <p>食品衛生法 食品及び食品添加物の製造・使用等に関する規格の制定、表示義務等</p> <p>有害物質含有家庭用品規制法 家庭用品における有害物質の含有量、溶出量、発散量に関する基準を設定</p>		
<p>作業環境</p>	<p>労働安全衛生法 労働者に健康被害を生ずる物の製造、使用等の禁止 上記のおそれのある物の製造等の許可制、表示義務、MSDS添付 新規化学物質の変異原性等の調査</p>		

付図 3-3 化学物質に関する法制度の状況



付図 3-4 化学物質のライフサイクルと法制度・情報の流れ

4. 化学物質管理に関する内外の動向

(3) 第3次環境基本計画における重点分野政策プログラム

第3次環境基本計画(平成18年4月7日閣議決定)では、「化学物質の環境リスクの低減」を含む10分野を「重点政策分野」とし、現状と課題、中長期的な目標、施策の基本的方向、重点的取組事項、取組推進に向けた指標を記述している。(第2部第1章第5節)

化学物質の環境リスクの低減に関する、第1次環境基本計画以来の経緯と第3次環境基本計画における狙いは以下のとおり。

第1次(平成6年)

環境リスクの概念を提示

第2次(平成12年)

多様な対策手法(規制、自主的取組)による取組を提唱

化審法改正、ダイオキシン対策、大防法(自主的取組等)で大きな成果

第3次

2025年頃の社会における目標を設定

- ・化学物質の環境リスクに関する知見の充実・共有化
- ・予防的な対策の機動的な実施
- ・環境リスクに対する関係者の理解の深化とその低減のための行動
- ・国際協調を通じた企業の技術インセンティブの確保と国際的な取組への我が国の貢献

ばく露・有害性情報の不足の解消に向けたスケジュールを提示

多種多様な化学物質の特性に応じた環境リスク管理とリスクコミュニケーション

国際的な情報発信と地球規模の問題への貢献の強化

- ・平成18年2月に合意された国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ(SAICM)に沿って、国際的取組を推進

具体的なポイントは以下のとおり。

アスベスト問題等の教訓を踏まえ、予防的取組を推進

- ・完全な科学的証拠の欠如を対策延期の理由とはせず、必要に応じて機動的に対応し、迅速にリスク評価を実施して結果を対策に反映
- ・重大な環境リスクが見逃されることのないよう、関係省庁の緊密な連携の下、化学物質管理を推進。

ばく露・有害性情報の不足の解消

既存化学物質の安全性点検の加速化

- ・WSSDの目標を踏まえ、2020年までに有害化学物質によるリスクの最小化を図るべく、構造活性相関などの簡易・迅速な安全性評価手法を開発し、人の健康・環境への影響を評価し、適切な管理を促進

環境モニタリングの推進

- ・ 大気・水・底質などの環境媒体のほか、生体試料を調査

ばく露情報の整備の推進

- ・ 製造量、使用量、用途等の環境リスク評価に必要な情報を把握するための方策について検討
- ・ 2020 年までに、製造・輸入から使用・消費・廃棄に至るまでの化学物質のトータルな流れを把握

関係者間での有害性・ばく露等に関する情報の共有・活用

- ・ ばく露・有害性等に関する情報を関係者で幅広く共有し、環境リスクの評価に活用

多種多様な化学物質の特性に応じた環境リスク管理とリスクコミュニケーション

法規制の徹底と様々な対策の実施

- ・ 発生源周辺の居住地域も含めて環境基準・指針値を達成
- ・ 重大なリスクが懸念される物質については、利用可能な最良技術・環境のための最良の慣行を使用
- ・ 自主管理などの様々な施策のベストミックスを推進

リスクコミュニケーションの強化

- ・ 消費者に化学物質の使用の有無・有害性などの情報を提供

国際的な情報発信と地球規模の問題への貢献の強化

我が国の経験を生かした国際貢献の強化

- ・ POP モニタリングの主導、地球規模での重金属対策に寄与
 - ・ 開発途上国における化学物質管理システム構築への技術的支援を推進
- ##### 国際的な調和の推進と企業の技術開発インセンティブの向上
- ・ 各国の規制体系のうち参考になるものは導入
 - ・ 化学物質の評価・管理手法の国際的な調和の推進とともに、我が国の取組に関する情報を世界へ発信
 - ・ 2008 年までに化学物質の分類・表示に関する世界調和システムを導入

(4) 国際的な動向

アジェンダ 21(1992 年地球サミットにおいて採択)に基づく取組

1992 年の環境と開発に関する地球サミットで採択された行動計画「アジェンダ 21」の第 19 章には、有害化学物質の管理に関し、以下の取組が記述されている。

化学的リスクの国際的なアセスメントの拡大及び促進

化学物質の分類と表示の調和

有害化学物質及び化学的リスクに関する情報交換

リスク低減計画の策定

化学物質の管理に関する国レベルでの対処能力の強化

有害及び危険な製品の不法な国際取引の防止

これに沿った取組は、1994年に設置された「化学物質の安全性に関する政府間フォーラム」(IFCS)でフォローアップが行われている。これまでのおよその成果は付表 3-2 のとおり。

付表 3-2 アジェンダ 21 の主な成果

アジェンダ 21 の行動分野	成果
化学的リスクの国際的なアセスメントの拡大及び促進	OECD 高生産量化学物質プログラムで、2004 年までに約 500 物質の評価を終了。 2010 年までに新たに 1000 物質の目標
化学物質の分類と表示の調和	2003 年、GHS に関する国連経済社会理事会勧告 (GHS を 2008 年までに導入)
有害化学物質及び化学的リスクに関する情報交換	2004 年、PIC に関するロッテルダム条約発効
リスク低減計画の策定	2004 年、POPs 条約発効 OECD 勧告 (1996 年) を踏まえ、OECD 加盟国のうち 20 カ国及び欧州共同体で PRTR 制度を導入
化学物質の管理に関する国レベルでの対処能力の強化	2003 年現在、75 カ国でナショナルプロファイル整備済み
有害及び危険な製品の不法な国際取引の防止	2003 年現在、約 45% の国で戦略策定済み

国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ (SAICM)

ア) 背景及び策定経緯

1990 年代中頃からの、化学物質によるリスクを削減するためのさらなる手法の必要性や、化学物質に関する国際的な活動をより調和のとれ効率のよいものとするべきとする議論等を踏まえ、2002 年の UNEP 管理理事会において、国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ (SAICM) が必要であることが決議された。

2002 年のヨハネスブルグサミット (WSSD) で定められた実施計画において、2020 年までに化学物質の製造と使用による人の健康と環境への悪影響の最小化を目指すこととされ、そのための行動の一つとして、SAICM を 2005 年末までに取りまとめることとされた。

その後、3 回にわたる準備会合、地域別会合等を経て、2006 年 2 月、国際化学物質管理会議 (ICCM) において SAICM が採択された。

イ) SAICM の構成文書

国際的な化学物質管理に関するドバイ宣言

2020 年までに化学物質が健康や環境への影響を最小とする方法で生産・使用されるようにすることを目標に掲げた、30 項目からなる政治宣言文。

包括的方針戦略

SAICM の対象範囲、必要性、目的(リスク削減、知識と情報、ガバナンス、能力向上及び技術協力、不法な国際移動の防止)、財政的事項、原則とアプローチ、実施と進捗の評価について定めた文書。

世界実施計画

SAICM の目的を達成するために関係者がとりうる行動についてのガイダンス文書として、273 の行動項目をリストアップ。実施主体、スケジュールなどが示唆されている。

ウ) 今後の予定

SAICM は、2006 年 2 月の UNEP(国連環境計画)管理理事会で承認された。今後、世界保健機関(WHO)や国際労働機構(ILO)などの関連国際機関にも、承認のため提出される。SAICM のフォローアップのため、国際化学物質管理会議が 2009 年、2012 年、2015 年、2020 年に開催される。

我が国では、平成 18 年 4 月、SAICM 関係省庁連絡会議を設置、SAICM 国内実施計画の策定作業を開始した。

5. 国際的な化学物質管理に関するドバイ宣言

(国際化学物質管理会議の文書をもとに環境省仮訳)

我々、2006年2月4-6日、ドバイにて開催された国際化学物質管理会議に参集した閣僚、政府代表団長、並びに市民社会及び民間部門の代表は、以下のとおり宣言する。

1. 我々が、あらゆる発展段階の国において、貧困及び疾病の根絶、人の健康及び環境の改善、並びに生活水準の向上及び維持を含む持続可能な発展を成し遂げようとするならば、化学物質の適正な管理は必要不可欠である。
2. アジェンダ 211の 19 章及び国際労働機関(ILO)条約第 170 号(職場における化学物質の使用の安全に関する条約)及び第 174 号(主要な産業事故の防止)の実施を通じた国際的な化学物質管理について、また、「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手續に関するロッテルダム条約」及び「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」の最近の発効を通じた特に有害な化学物質への対処について、重要な進展が見られたが、その進展はまだ不十分である。
3. 民間部門は、化学物質の安全性の推進のため、プロダクト・スチュワードシップや化学産業のレスポンシブル・ケア・プログラムのような自主的なプログラムやイニシアチブを通じて、かなりの努力を行ってきた。
4. 公衆衛生と環境に関する非政府組織、労働組合その他の市民社会組織は、化学物質の安全性の推進に対して重要な貢献を行ってきた。
5. しかしながら、化学物質管理における進展は、地球規模で十分とはいえず、世界における環境は、大気、水及び土地の汚染を受けており、何百万の健康と福祉を奪い続けている。
6. 協調した行動を取る必要性は、開発途上国や移行経済国の化学物質管理の能力の不足、農業における農薬への依存、有害化学物質への労働者の曝露、人の健康と環境の両方に対する化学物質の長期間の影響の懸念を含む国際的なレベルでの化学物質安全への広範な懸念によってさらに強調される。
7. 地球規模の化学物質の生産、貿易及び使用は増加しつつあり、その増加パターンは、開発途上国及び移行経済国、特にそれらの中の後発開発途上国及び開発途上にある島嶼

¹ 環境と開発に関する国連会議報告、リオデジャネイロ、1992年6月3-14日(United Nations publication, Sales No. E.93.I.8 and corrigenda)第1巻:会議において採択された決議、決議1、附属書II。

国において化学物質管理の負荷を増大させており、それらの諸国がこの課題に立ちむかうことに特別な困難が生じている。結果として、社会の化学物質管理の方法において根本的な改革が必要とされている。

8. 我々は、締結した国際協定を実施し、それらの間に存在する一貫性及び相乗効果を強化し、適切な場合には国際的な化学物質政策の枠組みにおける間隙を補うために取り組むことを決意する。
9. 我々は、化学物質の安全性を達成し、それによって貧困との戦い、脆弱な集団の保護、公衆の健康や人の安全の前進に貢献するために、団結及びパートナーシップの精神をもって約束する。
10. 我々は、人権と基本的な自由を尊重すること、生態系の一体性を理解し尊重すること、及び化学物質の適正管理を達成するための地球規模の努力を向上させる我々の理想と現実との格差に対処することを約束する。
11. アジェンダ 21 及びヨハネスブルグ実施計画²、特にそのパラグラフ 23 に従い、化学物質及び有害廃棄物のライフサイクルを通じた適正管理を推進するという我々の約束は、確固たるものである。我々は、国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ(SAICM)が、ミレニアム宣言で設定された国際的に合意された発展の目標に対し、重要な貢献をなすことを確信する。SAICM は、化学物質の安全性に関する過去の国際的なイニシアチブに基づいて構築される。
12. それ故に、我々は、本宣言とともに我々の SAICM 及びその実施への我々の確固とした約束を構成するものとして、包括的方針戦略を採択する。
13. 我々は、現在のそして常に変化する社会的ニーズに対応するため、環境と開発に関するリオ宣言³、アジェンダ 21、化学品安全に関するパイア宣言⁴、ヨハネスブルグ実施計画、2005年世界サミットの成果⁵、及びこのSAICMにおいて表明された化学物質管理への約束を満たすための手段及びガイダンス文書として、世界行動計画を活用し、さらに開発することを勧告する。

² 持続可能な開発に関する世界サミット報告、南アフリカ、ヨハネスブルグ、2002年8月26日-9月4日(United Nations publication, Sales No. E.03.II.A1 and corrigendum)、第1章決議 2 附属書

³ 環境と開発に関する国連会議報告、リオデジャネイロ、1992年6月3-14日(United Nations publication, Sales No. E.93.I.8 and corrigenda) 第1巻:会議において採択された決議、決議 1、附属書 I。

⁴ 化学品安全に関する政府間フォーラム、第3セッション、フォーラム III 最終報告書(IFCS/FORUMIII/23w)、附属書 6。

⁵ 総会決議 60/1

14. 我々は、生活水準の改善、公衆衛生及び環境保護のため、グリーンケミストリーを含む化学の利益を実現させることを決意するとともに、化学物質の安全な生産及び使用のために、引き続き協働することを決意した。
15. 我々は、すべての段階での化学物質及び有害廃棄物の適正管理を達成するため、すべての関係者の対応能力を強化することを約束する。
16. 我々は、化学物質のライフサイクル管理のため、公的及び民間の財源から、国家的又は国際的な資金を引き続き活用する。
17. 我々は、開発途上国及び移行経済国における特別なニーズに対処し、化学物質の適正管理、並びに化学物質でない代替を含むより安全な代替製品及び工程の開発のための能力を、パートナーシップ、技術支援及び資金援助を通じて強化することにより、先進国と開発途上国及び移行経済国との間の持続可能な化学物質管理を達成する能力の格差の縮小や不一致への対処に向けて取り組む。
18. 我々は、特に化学物質管理への女性の均等参加に努めるなど、社会のすべての部門にわたる透明性、公衆参加及び説明責任によって、効果的かつ効率的な化学物質管理のガバナンスに向けて取り組む。
19. 我々は、中小企業及び非公的部門による SAICM の実施への参加を強化するなど、政府、民間部門及び市民社会の間のパートナーシップに積極的に取り組む。
20. 我々は、化学物質やそれによって作り出された製品を安全に使用するために必要とされる化学物質の健康及び環境への影響などに関するデータ及び情報を、関係者に入手可能とすることについての、産業界の責任を強調する。
21. 我々は、化学物質が人の健康及び環境に与えるリスクを含む、化学物質のライフサイクル全般にわたる適切情報及び知識を、公衆が入手することを容易にする。
22. 我々は、新しくより安全な代替製品及びプロセスの開発の革新を推進するため、商業的、産業的な秘密の情報や知識を、国の法令に基づき、またそのような法令がない場合には国際的な規定に基づき、保護することを確実にする。しかしながら、人の健康と安全及び環境に関する情報は、秘密とはみなされないことを再確認する。
23. 我々は、社会の中でも、有害な化学物質がもたらすリスクに対して特に脆弱な集団、又はそれらの物質に高レベルで曝露される集団を守るための特別な努力を行う必要性について認識する。

24. 我々は、子供たちや胎児を、彼らの将来の生命を損なう化学物質の曝露から守ることを決意する。
25. 我々は、有毒、有害で、禁止され厳しく規制された化学物質、化学製品及び廃棄物の不法な取引を防止するよう努力する。
26. 我々は、化学物質及び有害廃棄物の適正管理を、持続可能な開発、開発援助及び貧困の削減のための戦略などの、国、地域及び国際的な政策枠組みにおいて、優先事項として推進する。
27. 我々は、すべての関連した国連機関及び国連専門機関、基金および計画の作業プログラムの中に、SAICM を統合するよう努める。
28. 我々は、国際的な化学物質管理の分野での新たな自発的イニシアティブとして、戦略的アプローチは、法的拘束力をもつ手段ではないことを認識する。
29. 我々は、実施及び進捗の管理は、成功を確実にする上で決定的な事項であり、この観点から、ガイダンス、検討及び運営上の支援のために、安定的、長期的、参加型で、複数部門にわたる構造が必要であるとの認識を共にする。
30. 我々は、SAICM の実施のため、開かれた、包括的、参加型、透明な方法で、十分に協力することを決意する。